4.4.7 油圧装置 4.4.8 操作装置 4.4.9 安全装置 4.4.10 車体関係	⑴　上部旋回体	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　下部走行体（トラック式のものに限る。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　下部走行体（ホイール式のものに限る。）	別表第１の「1.6　下部走行体（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　給油脂	別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.4.11 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.5　振動パイルドライバー（油圧式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
4.5.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.5.2 動力伝達装置 4.5.3 走行装置 4.5.4 操縦装置 4.5.5 制動装置	⑴　パワー・ショベル系機体		別表第３の「3.1　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」又は「3.2　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　クレーン系機体	a　上部旋回体	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		b　下部走行体（クローラ式のものに限る。）	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		c　下部走行体（トラック式のものに限る。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		d　下部走行体（ホイール式のものに限る。）	別表第１の「1.6　下部走行体（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

4.5.6 作業装置	⑴　振動パイルハンマー	a　緩衝機	イ　ハンガーフレーム	亀裂及び損傷の有無を調べる。	亀裂及び著しい損傷がないこと。
			ロ　つり金具	亀裂及び摩耗の有無を調べる。	亀裂及び著しい摩耗がないこと。
			ハ　ピン及びブシュ	摩耗の有無を調べる。	著しい摩耗がないこと。
			ニ　シャックル及びシャックルピン	この表の「4.4　振動パイルドライバー（電動式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
			ホ　スプリング	①　コイルスプリングの亀裂の有無を調べる。	①　亀裂がないこと。
				②　ハンマーをつらない状態で、コイルスプリングのへたりの有無を調べる。	②　著しいへたりがないこと。
				③　ラバースプリング及びストップゴムの亀裂及び劣化の有無を調べる。	③　亀裂及び劣化がないこと。
				④　ラバースプリング及びストップゴムの取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がないこと。
			ヘ　ロック機構（垂直、水平、旋回に限る。）	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	①　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
				②　操作して掛かり及び外れの状態を調べる。	②　確実に作動すること。
				③　油圧シリンダーからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
				④　油圧ホースのひび割れその他損傷、劣化及び取付け状態における干渉の有無を調べる。	④　ひび割れその他損傷、劣化及び干渉がないこと。
		b　起振機	イ　起振機本体	①　無負荷状態で作動させ、異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
				②　亀裂及び変形の有無を調べる。	②　亀裂及び著しい変形がないこと。
				③　ボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。